

✓ 確認してください

知っておきたい 税情報

市税などの税に関する情報を紹介します。
5ページには「令和5年度税・保険料などの納付期限一覧」を掲載しているので、切り取って活用してください。

☎ 問い合わせ
☎ 申し込み

納税通知書の発送予定日

市県民税／●普通徴収…6月8日(木)
●特別徴収…5月12日(金)
固定資産税／5月10日(水)
国民健康保険税／6月12日(月)
軽自動車税種別割／5月8日(月)
※郵便の配達状況により、届くまでに数日かかる場合があります。

5月31日(水)までに納付を 軽自動車税種別割

毎年4月1日現在の軽自動車や原動機付自転車(原付)などの所有者に課税される市税です。納税通知書が届いたら、納付期限までに納めましょう。
納付期限／5月31日(水)
軽自動車税種別割の減免制度
身体に障がいのある人などが、移動のために利用する軽自動車

などにかかる税金を、減免する制度があります。減免を受けるためには、申請が必要です。
対象／軽自動車などを所有する身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人や、その家族などで一定の基準を満たす人
申請期限／5月31日(水)
☎ 税務課課税班(☎62・5321)

軽自動車の手続きが簡単に 軽JNKS・軽OSS

軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)
軽自動車の継続検査(車検)窓口で、納税証明書の提示が不要になるサービスです。
ただし、次の場合は納税証明書が必要です。
○ 納付してすぐに車検を受ける
○ ほかの市区町村に転出した直後

e Lマークがあれば 地方税の支払いが便利に

令和5年度から、納付書に「e Lマーク」があればe L-Q R(Q Rコード)かe L番号(納付書番号)を利用して24時間365日、いつでも地方税の支払いができます。

電子納付した場合、領収証書と軽自動車・普通自動車の納税証明書は発行されません。

納税証明書が発行できるようになるには、納付してから1週間程度かかります。急ぎで必要な人は、これまでどおり市役所や金融機関、コンビニから現金で納付してください。

※各種スマホ決済アプリのサービス開始予定日は、事業者により異なるので、詳しい内容は「地方税お支払サイト」ホームページで確認してください。

利用できる税目／市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税種別割、自動車税種別割、国民健康保険税



地方税
お支払サイト

問い合わせ先

税務課収税班(☎62-5322)
旭県税事務所(☎62-0772)

5月31日(水)までに納付を 自動車税種別割

毎年4月1日現在の自動車の所有者に課税される県税です。
納付期限／5月31日(水)
納付期限までに納めましょう
5月1日(月)に自動車税事務所

き、検査申請、申告、手数料の納付など必要な手続きを、全てパソコンからインターネットで24時間365日、いつでも行えるサービスです。
※二輪・原付・小型特殊は対象外です。
☎ 税務課課税班(☎62・5321)

から納税通知書を送付します。納付期限までに納めましょう。
e Lマークのある納税通知書は「地方税お支払サイト」からのクレジットカード払い、ダイレクト納付による口座振替などの利用や、各種スマホ決済アプリからの支払いも利用できます。詳しい内容は、納税通知書に同封されているチラシを確認してください。
※スマホ決済アプリはe L・Q Rを読み取ることで利用できます。
☎ 自動車税事務所(☎043・243・2721)、旭県税事務所(☎62・0772)

期限までに納めましょう！

令和5年度 税・保険料などの納付期限一覧

納税通知書などに記載されている納付金額を記入して、
納付計画や口座振替時の通帳残高の確認などに活用してください。

納付期限	市県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 種別割	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料
5月31日(水)		第1期 円	全期 円			
6月30日(金)	第1期 円			第1期 円	第1期 円	
7月31日(月)		第2期 円		第2期 円	第2期 円	第1期 円
8月31日(木)	第2期 円			第3期 円	第3期 円	第2期 円
10月 2日(月)		第3期 円		第4期 円	第4期 円	第3期 円
10月31日(火)	第3期 円			第5期 円	第5期 円	第4期 円
11月30日(木)				第6期 円	第6期 円	第5期 円
12月25日(月)		第4期 円		第7期 円	第7期 円	第6期 円
1月31日(水)	第4期 円			第8期 円	第8期 円	第7期 円
2月29日(木)						第8期 円
問い合わせ先	税務課収税班 ☎62-5322				高齢者福祉課 介護保険班 ☎62-5308	保険年金課 高齢者医療年金班 ☎62-5882

※上記は、普通徴収の納付期限です。
※12月の納付期限は25日(月)になります。

使用料などの納付期限と問い合わせ先

保育料 保育所等給食費	学校給食費	放課後 児童クラブ 受託料	市営住宅使用料 雇用促進住宅使用料 駐車場使用料	水道料金	公共下水道 使用料	農業集落排水 処理施設使用料
毎月末	毎月末	毎月末	毎月末	隔月末		
子育て支援課 保育班 ☎62-5313	第一給食センター ☎62-0366 第二給食センター ☎55-2246	教育総務課 指導班 ☎85-8634	都市整備課 建築住宅班 ☎62-5895	旭市上下水道お客様センター ☎63-8881 上下水道課経営業務班 ☎62-5357		

※納付期限が土・日曜日、祝日の場合は変更になります。
※12月の納付期限は25日(月)になります。

このページを切り取って利用しましょう